

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">J Aカード（一体型）規定</p> <p>1.（J Aカード（一体型））</p> <p>(1) J Aカード（一体型）とは、当組合のI Cキャッシュカード（ただし「<u>I Cカード規定</u>」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「<u>I Cカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「I Cキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱UF Jニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「J Aカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、J Aカード（一体型）のカード券面には「J A CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限およびI Cキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。</p> <p>(2) J Aカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうちJ Aカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>I Cカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」、「J Aカード（一体型）会員規約」および「J Aカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、1枚のみ発行されるものとしします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>4.（有効期限）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「<u>I Cカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により発行されるI Cキャッシュカード（以下、「I Cキャッシュカード」といいます。）<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとしします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>5.（J Aカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 盗難・紛失により被る損害については、I Cキャッシュカード機能に関わる損害については「<u>I Cカード規定</u>」が、クレジットカード機能に関わる損害については「J Aカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとしします。</p> <p>6.（省略）</p> <p>7.（J Aカード（一体型）の機能分離等）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>① J Aカード（一体型）のI Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、I Cキャッシュカード<u>（削除）</u>と「<u>N I C O Sカード会員規約、J Aカード会員特約、J Aカード「個人情報の取扱いに関</u></p>	<p style="text-align: center;">J Aカード（一体型）規定</p> <p>1.（J Aカード（一体型））</p> <p>(1) J Aカード（一体型）とは、当組合のI Cキャッシュカード（ただし「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「I Cキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱UF Jニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「J Aカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、J Aカード（一体型）のカード券面には「J A CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限およびI Cキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。</p> <p>(2) J Aカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうちJ Aカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」、「J Aカード（一体型）会員規約」および「J Aカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、1枚のみ発行されるものとしします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>4.（有効期限）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により発行されるI Cキャッシュカード（以下、「I Cキャッシュカード」といいます。）<u>またはI Cチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとしします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>5.（J Aカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 盗難・紛失により被る損害については、I Cキャッシュカード機能に関わる損害については「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」が、クレジットカード機能に関わる損害については「J Aカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとしします。</p> <p>6.（省略）</p> <p>7.（J Aカード（一体型）の機能分離等）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>① J Aカード（一体型）のI Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、I Cキャッシュカード<u>またはI Cチップを搭載していないキャッシュカード</u>と「<u>J Aカード会員規約</u>」により定められたク</p>

改正後	改正前
<p><u>する特約</u>、<u>ロードアシスタンスサービス規定</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有する J Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>② （省略） ③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） ⑦ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、I Cキャッシュカード <u>(削除)</u> を発行し貸与するものとします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>8. （省略）</p> <p>9. （クレジットカード機能の利用停止等と返却）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は J Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合は I Cキャッシュカード <u>(削除)</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。</p> <p>(3) 第 2 項の場合、新たに I Cキャッシュカード <u>(削除)</u> が交付されるまでの間、利用者は I Cキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>10. （省略）</p> <p>11. （店舗統廃合）</p> <p>(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに J Aカード（一体型）もしくは I Cキャッシュカード <u>(削除)</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>12. （情報の管理および同意）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 利用者は、J Aカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し J Aカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、J Aカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「<u>I Cカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>レジットカード機能のみを有する J Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>② （省略） ③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） ⑦ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、I Cキャッシュカード <u>または I Cチップを搭載していないキャッシュカード</u> を発行し貸与するものとします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>8. （省略）</p> <p>9. （クレジットカード機能の利用停止等と返却）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は J Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合は I Cキャッシュカード <u>または I Cチップを搭載していないキャッシュカード</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。</p> <p>(3) 第 2 項の場合、新たに I Cキャッシュカード <u>または I Cチップを搭載していないキャッシュカード</u> が交付されるまでの間、利用者は I Cキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>10. （省略）</p> <p>11. （店舗統廃合）</p> <p>(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに J Aカード（一体型）もしくは I Cキャッシュカード <u>または I Cチップを搭載していないキャッシュカード</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>12. （情報の管理および同意）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 利用者は、J Aカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し J Aカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、J Aカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。</p> <p>(3) （省略）</p>

改正後	改正前
<p>13. (規約および規定の準用)</p> <p>「本規定」に特段の定めがない場合は、J Aカード (一体型) の I Cキャッシュカード機能については関連規定、「<u>I Cカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「J Aカード (一体型) 会員規約」を準用するものとします。</p> <p>また、「本規定」と関連規定、「<u>I Cカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード (一体型) 会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。</p> <p>14. (「本規定」の変更)</p> <p><u>(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>	<p>13. (規約および規定の準用)</p> <p>「本規定」に特段の定めがない場合は、J Aカード (一体型) の I Cキャッシュカード機能については関連規定、「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「J Aカード (一体型) 会員規約」を準用するものとします。</p> <p>また、「本規定」と関連規定、「<u>I Cキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード (一体型) 会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。</p> <p>14. (「本規定」の改定)</p> <p><u>「本規定」が改定され、その改定内容を当組合および当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者がJ Aカード (一体型) を利用した時は、当該利用者はその改定を承認したものとみなします。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(追加)</u></p>